



補助事業における入札・契約事務の改善について

亀山市は、補助事業における入札・契約の事務取扱について検証し、見直しを行いました。

従来より、補助金等の交付に関しては、「亀山市補助金等交付規則」に従って運用しておりますが、本年10月に、本市職員が補助金の交付を伴う民間事業の入札に関連した不祥事により加重収賄容疑で逮捕されたことを受け、事務取扱に関する調査をいたしました。その内容は、今年度を含めた過去3カ年の補助金等を交付する442事業について、入札・契約事務に市が関与している案件数、金額、関与の程度とその手順について全庁的に聴き取りを行ったものです。

その結果、今回の不祥事に関する案件を含め、市職員が競争入札に指導ならびに立会した事案は4件あり、問題点として、次の2点が判明しました。1点目は、「職員が補助事業における入札・契約事務に関わる場合のルールが明文化されていないため、関与の有無などを市として把握できなかったこと」、2点目に、「高額な契約の入札事務と入札の立会いを担当部署のみで実施したこと」です。

これらの問題点の改善を図るため、「職員が入札・契約等の執行を支援する場合は、事前にその必要性を検討して決裁を得ること」、「職員が高額な入札執行を支援する場合は、第三者的な立場である財務課が立会いすること」を改善方針とし、「亀山市補助金等交付規則」の改訂を行いました。今後は、これに基づき、適切な事務の執行に努めることを徹底いたします。

早期の信頼回復と再発防止に向け、全庁一丸となって取り組んでまいりたい決意であります。